

「市長への手紙」HP掲載データ（令和6年3月分）

見出し	図書館貸出の対象範囲拡大
ご意見	図書館の本を借りることができるのは、久慈市民と久慈に通勤・通学している人に限定されるとのことです。久慈の固定資産税を負担している者について、「准市民」の扱いで図書利用カードの発行を認めるように切望します。
回答	<p>久慈市立図書館の「利用者カード」についてのご提言ですが、現在、市外にお住いの方でも、ご自身で図書館のカウンターに住所氏名等が確認できるもの（免許証や保険証、公的機関が発行した書類や封筒、ハガキ等）をご持参いただき申請すると、「利用者カード」をお作りできますので、直接、図書館までお問合せください。</p> <p>この機会に、ぜひ「利用者カード」を作成いただき、久慈市の図書館をご利用くださることを願っております。</p>
担当課	生涯学習課 電話：0194-53-2156